

京都市公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榊本頼兼

京都市規則第194号

京都市公有財産規則の一部を改正する規則

京都市公有財産規則の一部を次のように改正する。

第25条第1項第1号アを次のように改める。

ア 建物の所有を目的とするとき。

(ア) 借地借家法第22条の規定の適用を受けるとき。 50年以上60年以内

(イ) (ア) 以外のとき。 30年以内

第25条第2項中「前項」の右に「(同項第1号ア(ア)を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(理財局財務部財産監理課)